

1 訪問型サービス A

加算	単位数	対象者	加算内容	算定要件
初回加算	200 単位/月	事業対象者 要支援 1 要支援 2		○訪問型サービス A 事業所において、新規に訪問型サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（旧指定介護予防サービス基準第 5 条第 2 項に規定するサービス提供責任者に相当する者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の訪問型サービスを行った日の属する月に訪問型サービスを行った場合又は当該訪問型サービス A 事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問型サービスを行った日の属する月に訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1 月につき所定単位数を加算する。
生活機能向上連携加算	100 単位/月	事業対象者 要支援 1 要支援 2		○サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「指定介護予防サービス基準」という。）第 79 条第 1 項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第 117 条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 2 第 2 項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し、当該訪問型サービス計画に基づく訪問型サービスを行ったときは、初回の当該訪問型サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。
介護職員応援加算 I 1	166 単位/月	事業対象者 要支援 1	処遇改善加算 I に相当するもの	○サービスコード A3 は、“所定単位数の〇〇/1000 に相当する単位数”等が設定できないため、左記のように単位数化した。 ○算定要件については、別に厚生労働大臣が定める基準と同様となるため、この加算により得た報酬については、介護職員の処遇を改善するために活用することに留意すること。
介護職員応援加算 I 2	330 単位/月	要支援 2		
介護職員応援加算 I 1・同	150 単位/月	事業対象者 要支援 1	処遇改善加算 I に相当し、同一建物減算対象の利用者に対し、算定するもの	○別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た訪問型サービス A 事業所が、利用者に対し、訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間、所定単位数を加算する。
介護職員応援加算 I 2・同	299 単位/月	要支援 2		
介護職員応援加算 II 1	125 単位/月	事業対象者 要支援 1	処遇改善加算 II に相当するもの	

介護職員応援加算Ⅱ 2	245 単位/月	要支援 2		
介護職員応援加算Ⅱ 1・同	112 単位/月	事業対象者 要支援 1	処遇改善加算Ⅱに相当し、同一建物減算対象の利用者に対し、算定するもの	
介護職員応援加算Ⅱ 2・同	215 単位/月	要支援 2		
介護職員応援加算Ⅲ 1	63 単位/月	事業対象者 要支援 1	処遇改善加算Ⅲに相当するもの	
介護職員応援加算Ⅲ 2	120 単位/月	要支援 2		
介護職員応援加算Ⅲ 1・同	56 単位/月	事業対象者 要支援 1	処遇改善加算Ⅲに相当し、同一建物減算対象の利用者に対し、算定するもの	
介護職員応援加算Ⅲ 2・同	110 単位/月	要支援 2		
遠隔地提供加算Ⅰ 1	37 単位/回	事業対象者 要支援 1	矢岳町・田野町に居住する利用者を送迎した場合に算定できる	
遠隔地提供加算Ⅰ 2	37 単位/回	要支援 2		
遠隔地提供加算Ⅱ 1	18 単位/回	事業対象者 要支援 1	大野町・鹿目町・東大塚町・西大塚町・中神町字段山に居住する利用者を送迎した場合に算定できる	
遠隔地提供加算Ⅱ 2	18 単位/回	要支援 2		

2 通所型サービス A

加算	単位数	対象者	加算内容	算定要件
若年性認知症受入加算	240 単位/月	事業対象者 要支援 1 要支援 2		○受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 2 条第 6 号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして市町村長に届け出た通所型サービス A 事業所において、若年性認知症利用者に対して通所型サービスを行った場合は、1 月につき所定単位数を

				加算する。
生活機能向上グループ活動加算	100 単位／月	事業対象者 要支援 1 要支援 2		<p>○次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。</p> <p>イ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他通所型サービスA事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス計画（旧指定介護予防サービス基準第109条第2号に規定する介護予防通所介護計画に相当するものをいう。以下同じ。）を作成していること。</p> <p>ロ 通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。</p> <p>ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。</p>
運動器機能向上加算	225 単位／月	事業対象者 要支援 1 要支援 2		<p>○次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>イ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。</p> <p>ロ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成</p>

				<p>していること。</p> <p>ハ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。</p> <p>ニ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>ホ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない通所型サービスA事業所であること。</p>
栄養改善加算	150 単位／月	事業対象者 要支援1 要支援2		<p>○次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、3月以内の期間に限り1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。</p> <p>イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>ホ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない通所型サービス事業所であること。</p>
口腔機能向上加算	150 単位／月	事業対象者 要支援1 要支援2		<p>○別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びチにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる</p>

				利用者については、引き続き算定することができる。
選択的サービス複数実施加算 I	480 単位/月	事業対象者 要支援 1 要支援 2		○別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市町村長に届け出た通所型サービス A 事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1 月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
選択的サービス複数実施加算 II	700 単位/月	事業対象者 要支援 1 要支援 2		
事業所評価加算	120 単位/月	事業対象者 要支援 1 要支援 2		○選択的サービス（運動器機能向上サービス、栄養改善サービス、口腔機能向上サービス）を行う通所型サービス A 事業所について、効果的なサービス提供を評価する観点から、評価対象となる期間（各年の 1 月から 12 月までの期間）において、利用者の事業対象者及び要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、当該評価対象期間の翌年度における介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの提供について 1 月につき 120 単位を加算する。また、要件内の利用実人員について、通所型サービス A の利用実人員数で判断することが原則となるが、サービス A 利用者が 10 名に満たない場合は、次のとおりとする。 ※サービス A 利用者が 10 名以下の場合は、介護給付の利用者を合わせて 10 名以上となるよう判断しても差し支えない。 ○評価基準について、「要支援状態区分の維持者数」は「事業対象者及び要支援状態区分の維持者数」に読み替えるものとする。
入浴介助体制強化加算	20 単位/回	事業対象者 要支援 1 要支援 2	入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定できる。	○地域密着型通所介護入浴介助加算と同じ算定要件とする。 ○入浴料金を別途徴収する場合にあつては、その上限額を 300 円とする。 ○単に入浴サービスのみという利用は適当ではないことから、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等を実施することを必須とする。
人員配置加算 I	18 単位/回	事業対象者 要支援 1 要支援 2	サービス提供体制強化加算 I に相当するもの	○人員基準の介護職員 1 以上の必要数において、その介護職員に介護福祉士及び機能訓練指導員が 1 以上従事した場合算定するものとする。 ○定員超過・人員基準欠如に該当していないこと。 ○従事する介護職員が日によって変更となる場合は、その日ごとに該当かどうか判断が必要となってくるため、算定の際は十分留意すること。なお、本加算は前年度 4 月から 2 月の実績により算定するものではない。 ○1 月内で人員配置加算 I 及び II が混在することは十分考えられるため、日ごとに判定し、それぞれ算定されたい。
人員配置加算 II	6 単位/回	事業対象者 要支援 1 要支援 2	サービス提供体制強化加算 II に相当するもの	○人員基準の介護職員 1 以上の必要数において、その介護職員に勤続年数 3 年以上の者が 1 以上従事した場合算定するものとする。 ○定員超過・人員基準欠如に該当していないこと。

				○従事する介護職員が日によって変更となる場合は、その日ごとに該当かどうか判断が必要となってくるため、算定の際は十分留意すること。なお、本加算は前年度4月から2月の実績により算定するものではない。 ○1月内で人員配置加算Ⅰ及びⅡが混在することは十分考えられるため、日ごとに判定し、それぞれ算定されたい。
介護職員応援加算Ⅰ 1	125 単位/月	事業対象者 要支援 1	処遇改善加算Ⅰに相当するもの	○サービスコードA7は、“所定単位数の〇〇/1000に相当する単位数”等が設定できないため、左記のように単位数化した。 ○算定要件については、別に厚生労働大臣が定める基準と同様となるため、この加算により得た報酬については、介護職員の処遇を改善するために活用することに留意すること。
介護職員応援加算Ⅰ 2	228 単位/月	要支援 2		
介護職員応援加算Ⅰ 1・同一	103 単位/月	事業対象者 要支援 1	処遇改善加算Ⅰに相当し、同一建物減算対象の利用者に対し、算定するもの	
介護職員応援加算Ⅰ 2・同一	182 単位/月	要支援 2		
介護職員応援加算Ⅰ 1・定超	92 単位/月	事業対象者 要支援 1	処遇改善加算Ⅰに相当し、定員超過対象の利用者に対し、算定するもの	
介護職員応援加算Ⅰ 2・定超	167 単位/月	要支援 2		
介護職員応援加算Ⅰ 1・同一・定超	70 単位/月	事業対象者 要支援 1	処遇改善加算Ⅰに相当し、同一建物減算かつ定員超過対象の利用者に対し、算定するもの	
介護職員応援加算Ⅰ 2・同一・定超	120 単位/月	要支援 2		
介護職員応援加算Ⅱ 1	95 単位/月	事業対象者 要支援 1	処遇改善加算Ⅱに相当するもの	
介護職員応援加算Ⅱ 2	170 単位/月	要支援 2		
介護職員応援加算Ⅱ 1・同一	73 単位/月	事業対象者 要支援 1	処遇改善加算Ⅱに相当し、同一建物減算対象の利用者に対し、算定するもの	
介護職員応援加算Ⅱ 2・同一	131 単位/月	要支援 2		
介護職員応援加算Ⅱ 1・定超	67 単位/月	事業対象者 要支援 1	処遇改善加算Ⅱに相当し、定員超過対象の利用者に対し、算定するもの	
介護職員応援加算Ⅱ 2・定超	113 単位/月	要支援 2		
介護職員応援加算Ⅱ 1・同一・定超	52 単位/月	事業対象者 要支援 1	処遇改善加算Ⅱに相当し、同一建物減算かつ定員超過対象の利用者に対し、算定するもの	
介護職員応援加算Ⅱ 2・同一・定超	87 単位/月	要支援 2		
介護職員応援加算Ⅲ 1	48 単位/月	事業対象者 要支援 1	処遇改善加算Ⅲに相当するもの	

介護職員応援加算Ⅲ 2	92 単位/月	要支援 2		
介護職員応援加算Ⅲ 1・同一	40 単位/月	事業対象者 要支援 1	処遇改善加算Ⅲに相当し、同一建物減算対象の利用者に対し、算定するもの	
介護職員応援加算Ⅲ 2・同一	72 単位/月	要支援 2		
介護職員応援加算Ⅲ 1・定超	37 単位/月	事業対象者 要支援 1	処遇改善加算Ⅲに相当し、定員超過対象の利用者に対し、算定するもの	
介護職員応援加算Ⅲ 2・定超	67 単位/月	要支援 2		
介護職員応援加算Ⅲ 1・同一・定超	29 単位/月	事業対象者 要支援 1	処遇改善加算Ⅲに相当し、同一建物減算かつ定員超過対象の利用者に対し、算定するもの	
介護職員応援加算Ⅲ 2・同一・定超	49 単位/月	要支援 2		
遠隔地送迎加算Ⅰ 1	30 単位/片道	事業対象者 要支援 1	矢岳町・田野町に居住する利用者を送迎した場合に算定できる	○介護保険被保険者証に記載されている住所が左記の地区であり、かつ、その住所へ送迎した場合に算定できる。 ○介護保険被保険者証の住所が左記であっても、対象地区以外の息子宅等に居住しており、その住所に送迎する場合は算定できないことに留意すること。(現行制度同様、病院等へ送迎した場合も算定できない。)
遠隔地送迎加算Ⅰ 2	30 単位/片道	要支援 2		
遠隔地送迎加算Ⅱ 1	15 単位/片道	事業対象者 要支援 1	大野町・鹿目町・東大塚町・西大塚町・中神町 字段山に居住する利用者を送迎した場合に算定できる	
遠隔地送迎加算Ⅱ 2	15 単位/片道	要支援 2		